

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

### 福島県選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第八十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第一号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

#### 福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 選挙区 制限額

- 福島県第一区 二四、八〇二、二〇〇円
- 福島県第二区 二五、四五五、二〇〇円
- 福島県第三区 二六、一六四、六〇〇円
- 福島県第四区 二五、〇五九、二〇〇円

#### 福島県選挙管理委員会告示第八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭

和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和六年十月十四日現在において、次のとおりである。

令和六年十月十五日

#### 福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、五〇八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九〇、六七四
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	制限額	選挙区	制限額
福島市	七六、〇四二	田村市田村郡	一六、八九七
会津若松市	三一、六三〇	南相馬市相馬郡飯館村	一七、八七〇
郡山市	八八、四三七	伊達市伊達郡	二五、三六七
いわき市	八六、七五一	本宮市安達郡	一〇、七三三
白河市西白河郡	二九、六三六	南会津郡	六、六六九

二 本 松 市	相 馬 市 相 馬 郡 新 地 町	喜 多 方 市 耶 麻 郡	須 賀 川 市 岩 瀬 郡	
一 四、 五 七 二	一 一、 三 五 一	一 九、 四 七 四	二 五、 五 九 七	
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡	大 沼 郡	河 沼 郡
一 六、 四 五 四	一 〇、 二 九 六	八、 二 五 六	六、 六 三 七	五、 八 〇 〇